

亀山市告示第33号

亀山市ヘリコバクター・ピロリ除菌治療費助成金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和3年3月2日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市ヘリコバクター・ピロリ除菌治療費助成金交付要綱の一部を改正する告示

亀山市ヘリコバクター・ピロリ除菌治療費助成金交付要綱（平成30年亀山市告示第110号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「から平成32年3月31日までの間」を「以後」に改め、同条第2号中「第7条第1項」を「第7条」に改める。

附則第2項を削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、改正後の亀山市ヘリコバクター・ピロリ除菌治療費助成金交付要綱の規定は、令和2年度分の助成金の交付から適用する。